最終更新日：2019年9月3日
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役 中村利秋
問合せ先：03-5347-9103
証券コード：1430
https://1st-corp.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、公正かつ透明性のある企業活動を推進し、社業の発展を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等、全てのステークホルダーからの信頼が得られる企業であることを目標としております。
また、当社は、当社の継続的な企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であると認識しております。そのため、経営の透明性、業務執行の適正性を維持しつつ効率性を高めるために、ガバナンス体制の最適化に努めております。
現在、当社の機関設計は、取締役会及び監査役会設置会社であります。社外取締役2名に加えて、社外監査役3名による監査役会による取締役等の業務執行に対する経営監視が有効に機能しております。また、内部監査の実施やコンプライアンス・リスク管理委員会等の運営により、内部統制やコンプライアンス管理が機能する体制の確保と啓蒙活動を行っております。
経営の透明性と健全性の確保に努める一方、情報の適時開示等につきましても、迅速で適正な情報開示を目指し、全ての株主に対して情報等が平等に行き渡るように配慮すると共に、高い評価を得られるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

以下の各項目は、2018年６月１日付改定の「コーポレートガバナンス・コード」において対応が求められている各項目のうち、当社が、今後の対応について検討を行っているものであります。
【補充原則１－２－４　議決権の電子行使、招集通知の英訳】
・議決権電子行使制度の利用につきましては、株主数が相当数となった場合に検討を行う予定としております。
・また、招集通知の英訳対応につきましては、当社株式の外国人(個人及び法人)持株数比率が20%を超える比率となった段階で実施する予定としております。
【基本原則２　ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成】
・当社の持続的成長及び事業継続のためには、当社を取り巻く全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。現在の活動内容は、以下のとおりであります。
・従業員に対しましては、待遇及び福利厚生面の改善に努めております。
・顧客に対しましては、各案件とも、協働によるプロジェクト運営であることにより、双方に利益がもたらされる事業運営となるよう努めております。
・取引先（協力会社）に対しましては、現場に従事する当社従業員及び協力会社社員、双方の安全衛生面の向上を目的として、安全協力会を組成しております。この安全協力会は、事故の防止活動、作業所の福利厚生の向上のための取り組みを実施しております。
・以上のような活動（協働）により、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。
・現状では地域社会に対する取組が十分でないと考えており、地域社会等を含めた様々なステークホルダーに対するＣＳＲ活動及びＥＳＧ活動に対する方針等について検討してまいります。
【補充原則３－１－２　上場会社は、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべき】
・英語での決算短信につきましては、四半期毎に、当社ウェブサイトにて開示しております。また、当社ウェブサイトIRページにつきましても、英語にてご案内しております。その他の資料につきましては、当社株主の外国人（個人及び法人）の持株比率が20%を超える比率となった段階で実施する予定としています。
【原則４－２　取締役会の役割・責務(2)　経営陣の報酬は、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けを行うべきである】
・取締役（社外取締役を除く）の報酬につきましては、現金報酬のほか、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、第９期より業績連動型株式報酬制度を導入いたします。
そのほか、社外取締役に対しストックオプションを付与しております。
【補充原則４－２－１　経営陣の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を設定】
・社外取締役を除く取締役の報酬には、第９期よりインセンティブとして業績連動型株式報酬制度を導入いたします。株式報酬の決定に当たっては、役位に応じたポイントと経常利益計画値達成率を基準とし、社外取締役がメンバーの過半数を構成する報酬検討会議にて報酬案を作成することにより、透明性を確保いたします。
【補充原則４－11－１　取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示】
・当社の取締役の選任に関する方針は、当社の推進する事業分野を支え、知識・経験・能力を有した人材であり、当社の事業戦略を立案する人材と監視する人材であること等としております。
・なお、取締役の選任に関する方針・手続等の開示につきましては、今後、検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

「コーポレート ガバナンス・コード」において開示が求められている各項目について、当社の対応状況は、以下のとおりであります。
原則　１－４　【政策保有株式】
・当社は、政策保有株式を保有しておりません。このため政策保有株式の縮減に関する方針・考え方、議決権行使の基準についても設けておりません。今後、保有の必要性が発生した際には、取締役会において保有目的や経済合理性等について十分な検証と審議を行うこととしております。
原則　１－７　【関連当事者間の取引】
・当社関係者や主要株主がその立場を濫用し、会社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、関連当事者間取引及び取締役の競業取引・利益相反取引につきましては厳格な運用を行っております。
・そのため、これらの取引を行う場合は、取締役会の事前承認を要する旨を「取締役会規程」に定めております。具台的な案件が見込まれる場合には、効果や代替案等について検討し、取引の妥当性や経済合理性が認められるものに限り承認します。
【原則２－６．企業年金 のアセットオーナとして機能発揮 】

・当社は、企業年金の制度がございません。従いまして、本件に関しまして当社の財政状況に対するリスクが生じることはありません。
・将来、導入を検討する場合がございましたら運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。
原則　3－1　【情報開示の充実】
（ⅰ）当社の社是・経営理念、経営戦略及び経営計画につきましては、当社のウェブサイトや中期経営計画にてご紹介しております。また、経営戦略及び経営計画につきましては、適宜開催する決算説明会に使用する決算説明資料において概要及び進捗等について説明しております。中期経営計画及び決算説明資料は当社ウェブサイトにも掲載しております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示し、当社ウェブサイトにも掲載しております。
（ⅲ）取締役の報酬等の額の決定に関する方針につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書等にて開示しております。
（ⅳ）取締役候補者及び監査役候補者の指名にあたっては、業務執行における善管注意義務および忠実義務を適切に果たし当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、当社の経営を適切に遂行する能力を有する者であることを指名の基準としており、取締役及び監査役候補は指名検討会議にて選解任について検討後、取締役会において十分に審議の上決定しております。
（ⅴ）取締役候補者及び監査役候補者の選解任理由につきましては、株主総会招集通知及び当社ウェブサイトにて説明しております。
補充原則4－1－1
・取締役会は、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定める重要事項を除く業務執行について、その意思決定を業務執行取締役に委任し、業務執行の機動性と柔軟性を確保しております。
・各取締役の管掌業務については、当社ウェブサイト、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。
原則　4－9　【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に則り、独立社外取締役候補者の選定を行っており、独立性判断基準につきましては、招集通知に記載しております。
・独立社外取締役の選定に当たっては、株主意見の代弁者であるとの認識のもと、客観的な視点より、率直・活発で建設的な検討への貢献があると期待できる人材を選定しております。
補充原則4－11－1
・当社の取締役の選任に関する方針は、当社の推進する事業分野を支え、知識・経験・能力を有した人材であり、当社の事業戦略を立案する人材と監視する人材であること等としております。
・なお、取締役の選任に関する方針・手続等の開示につきましては、今後、検討を行ってまいります。
補充原則4－11－2
・当社は、「役員規程」により取締役会の承認を得ずに他社の役員を兼任することを禁じております。現在、社外取締役の1名が他の会社の監査役を兼任しておりますが、非常勤の監査役であり当社における業務に支障が生じることはないと考えております。
・今後、兼務等の申入れがありました場合には、当社の業務への影響等について確認をするなどし、適切な責務が果たせることを判断基準として検討してまいります。
・なお、当社役員の他社での兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
補充原則4－11－3
・取締役会全体の実効性の分析・評価については、業績及び各取締役の会社への貢献度を中心に行うものとし、各取締役の自己評価及び取締役間の相互評価等を踏まえ、実施しており、評価結果は、当社ウェブサイト、IRページに開示しております。
補充原則4－14－2
・当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、当社ウェブサイト、IRページに開示しております。
原則　5－1　【株主との建設的な対話に関する方針】
・当社は、「ディスクロージャーポリシー」を定めており、当社ウェブサイトにて開示しております。
・また、IR担当部門を管理本部とし、管理本部長を担当窓口としております。株主に対しましては、適宜説明会を開催するとともに、投資家様及びメディア各社の取材要請にも積極的に対応しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村　利秋	1,993,260	14.92
飯田　一樹	1,570,000	11.75
株式会社中村	1,099,520	8.23
齋藤　みさを	510,000	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	443,700	3.32
堀口　忠美	306,000	2.29
中村　莉紗	195,600	1.46
中村　建二	195,600	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	170,200	1.27
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	169,200	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

特記すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤本　聡	他の会社の出身者								△			
佐藤　均	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本　聡	○	藤本聡氏は、取引銀行である㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）の出身であります。	藤本聡氏は、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社のガバナンス体制の強化、拡充に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と藤本聡氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。

佐藤　均	○	―――	佐藤均氏は、金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社のガバナンス体制の強化、拡充に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と佐藤均氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名検討会議	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討会議	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

構成メンバーの過半数を独立社外取締役とすることにより、独立した客観的な立場より、公正かつ的確な評価が得られることを期待しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、監査役会にて作成及び承認した年間監査計画に基づき、監査業務を実施しています。監査役は取締役会を初めとする主要な会議に出席すると共に、取締役等からの業務執行状況の聴取や決裁書類の閲覧などにより、その適法性の監査を実施しており、その内容は毎月開催される監査役会にて報告され、情報の共有を図っております。
また、毎月開催される監査役会に内部監査室がオブザーバーとして参加し、内部監査等の報告を行ない、情報の共有を図るとともに、協議又は意見交換をおこなうなど、両者で法令、社会規範、市場ルール、社内規程等の遵守を徹底する活動に努めております。
当社は、会計監査人として東陽監査法人を選任しており、同監査法人より、外部の第三者として計算書類や財務諸表等の公正性、正確性を担保するための監査を受けております。
三様監査の観点における連携状況としましては、会計監査人である東陽監査法人と、四半期毎に往査の講評、内部統制に関する講評、監査結果等の報告を受けており、内部監査室も同席し、三者間での情報交換、意見交換を実施しております。また、個別の案件に基づくミーティング等は、必要に応じて随時実施しております。
内部監査は内部監査室が担当し、「内部監査規程」に基づき年間内部監査計画を作成及び実施し、諸法令及び諸規程への準拠状況及び当社の業務及び財産の実態を監査して、経営の合理化、業務の効率化及び資産の保全に努めております。今後も継続して、各部署及び全現場の内部監査を実施するとともに、業務執行の適正性及び内部統制の有効性についての評価を実施してまいります。また、当該内部監査活動には常勤監査役が同行するなどし、連携した監査活動を実施してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藪谷　典行	他の会社の出身者													○
楠見　恭造	公認会計士													○
諸橋　隆章	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藪谷　典行	○	―――	藪谷典行氏は、金融機関及び事業会社での豊富な経験により、高い見識と知見を有しておられ、当社のコンプライアンスを遵守した企業活動を維持するための監査活動を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と藪谷典行氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。
楠見　恭造	○	―――	楠見恭造氏は、公認会計士としての豊富な企業監査経験を有しておられることより、当社のコンプライアンスを遵守した企業活動を維持するための監査活動を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と楠見恭造氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。
諸橋　隆章	○	―――	諸橋隆章氏は、弁護士として法務に高い専門性を有しておられることより、当社のコンプライアンスを遵守した企業活動を維持するための監査活動を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、当社と諸橋隆章氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を独立役員として選任しております。
これらの独立性の高い独立役員5名により、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営の監督機能強化が実現しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2019年8月23日開催の第8回定時株主総会の決議により、社外取締役を除く当社の取締役を対象とし、第9期より業績連動型株式報酬制度を導入いたします。株式報酬の決定に当たっては、役位に応じたポイントと経常利益計画値達成率を基準とし、社外取締役がメンバーの過半数を構成する報酬検討会議にて報酬案を作成することにより、透明性を確保いたします。

ストックオプションの付与対象者 更新	社外取締役

該当項目に関する補足説明 更新

社内外での知見・経験を活かした助言提供、経営の意思決定、業務遂行の監督等、株主利益の観点から社外取締役に求められる役割について意識を高めることにより、当社の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役報酬の限度額を決定しております。
各取締役の報酬につきましては、報酬検討会議で報酬案を作成し、その報酬案に基づき取締役会の決議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは取締役会事務局、社外監査役のサポートは監査役会事務局が担当しております。
取締役会開催に際しましては、事前に議案に関する資料を配付し、必要に応じてそれぞれの事務局より補足説明を実施し、議案等に対する理解を深めるための活動を実施しております。
また、適時開示等につきましても、事前に関連する資料送付と説明等を実施することにより、適宜対応をしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、社業の発展を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、取引先等)の利害関係者から信頼が得られるよう努めております。
その実現のために、経営の効率性、透明性、健全性、迅速性を維持する経営体制の維持に努めております。
1.当社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況
イ.会社の機関の基本説明
当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。
a 取締役会
当社の取締役会は、取締役9名で構成しております。月に1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定しております。
取締役9名のうち2名は社外取締役であり、独立した客観的な立場より、取締役会の意思決定及び各取締役の業務執行の状況について、実効性の高い監督機能により、適法性・妥当性を確保しております。
b 監査役及び監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会へ出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、各取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査役監査を実施すると共に、監査役会を毎月1回開催しております。その他、内部監査室及び会計監査人との連携による三様監査の観点に基づく、ミーティングを四半期毎に開催し、情報の共有、意見交換等により相互に連携を図っております。
c 経営会議
経営会議は、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員等の各事業ユニットの責任者等で構成され、会社運営上の重要事項である、事業計画の立案及び計画に対する業績の進捗確認、事業運営に係る重要事項の審議、資金収支の状況等、経営に関する重要事項について協議し、必要に応じて対策を検討しております。
d 会計監査人
当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

前述のとおり、取締役会9名のうち2名の社外取締役、社外監査役3名の体制でありますので、業務執行と監督、監査機能が分離した、独立性と透明性の高い監視機能が整備された体制であると考えております。
社外取締役に求める役割としましては、独立性と透明性が高い監視機能が備わることにありますが、加えて、新鮮な発想や新しい理念を取入れる等の効果も期待しております。
以上の様に、社外取締役による適法性、妥当性に関する監督機能と併せて、社外監査役による牽制機能により、経営監視機能の有効性を維持することに努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の決算早期化と共に、招集通知の早期発送や、ウェブサイトへの早期掲載等、できるだけ早期に株主への情報発信が行えるよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は8月を予定しており、集中日にはならないと考えております。しかし、株主の方々に出来るだけ多く参加頂くため、日程と開始時間等につきましては配慮いたします。
電磁的方法による議決権の行使	現在は、導入しておりません。 今後、利用可能なインフラの調査等を実施し、将来の導入について検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は、導入しておりません。 議決権電子行使制度の利用につきましては、株主数が相当数となった場合に検討を行う予定としております。
招集通知（要約）の英文での提供	現在は、提供しておりません。 今後、当社株式の外国人比率が20%を超える比率になった段階で実施する方針としています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにIR専用のサイトを構築し、そのサイトに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催いたします。また、要請がある場合は、適宜説明の場を設けてまいります。 当社の業績や今後の計画に関する情報等について説明してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催いたします。また、要請がある場合は、適宜説明の場を設けてまいります。 当社の業績や今後の計画に関する情報等について説明してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討をすべき事項として認識しており、説明会の実施につきましては、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに専用のサイトを構築し、そのサイトに適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理部にて開示を担当し、その他のIR全般につきましては、管理本部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業行動規範」を制定しており、その規程により社会人としての行動規範はもとより、取引業者や地域社会においても、協調性と責任ある行動を求めております。 また、株主に対する利益還元等の方針につきましては、利益配分に関する基本方針等にて提示することといたします。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	法令遵守と環境保全の精神で取り組んでおります。 当社と関連が深い、産業廃棄物の処理に関する部分につきましては法令遵守によりマニフェストの運用等につきまして、指導と教育を徹底しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	迅速で適正な情報開示の実現に取り組み、開示すべき情報は、当社のウェブサイトにも開示し、当社が発信する情報が機関投資家、個人投資家の区別なく広く行き渡るように配慮してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年5月13日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1．取締役及び取締役会

取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定いたします。

取締役会は、原則として月一回の定例取締役会を開催し、個別の議案及び緊急議案等が発生した場合には、速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断が可能な体制構築を図っております。

2．監査役会

監査役会は、法令の定める権限を行使すると共に、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施いたします。

(2) コンプライアンス

1．コンプライアンス遵守

当社は、役職員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講じます。

2．コンプライアンス相談窓口

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、役職員等が本規程に基づき照会・相談を行える体制を整備しているとともに、相談窓口には総務人事部長及び顧問弁護士がこの任にあたります。

3．コンプライアンス・リスク管理委員会の開催

当社は、企業論理や法令遵守意識を社内に浸透させ、未然に違法行為を防ぐ仕組みを構築し、コンプライアンス体制を推進することを目的とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」に顧問弁護士等を招聘し、四半期毎に開催しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた具体的な取組み状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動規則」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

b　反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスガイドライン」、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策規則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務人事部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先・株主・役職員について

反社会的勢力等との取引等を未然に防ぐ仕組みとしては、新規取引先、株主、役職員については当該取引先、人物が、反社会的勢力と関係ないことを確認しております。具体的には、以下の確認を行っております。

1次チェック

・担当者が取引先と接触した際、反社会的勢力との関係がないことの心象が得られていることを確認しております。

2次チェック

・日経テレコンで（インターネット検索）悪評等の記載がないことを確認しております。

3次チェック

・2次チェックで確認が得られない場合は、「警察」及び「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ照会し、確認をしております。

・上記のチェックにおいて、安心な取引先であることの確認が得られない場合は、取引不可としております。

・また、取引の開始時の各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記しております。あわせて、役職員の入社時には、反社会的勢力との関わりを持たない旨を「誓約書」に記載しております。

(2) 既存取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、継続的に取引を行う取引先については、一年経過毎に反社会的勢力との関係がないことの確認を実施しております。

(3) 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(4) 外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、「公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」へ加盟、外部講習会、セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、総務人事部が反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(e) 研修活動の実施状況

当社は、顧問弁護士等による、役職員に対するコンプライアンス研修を定期的に実施する等、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

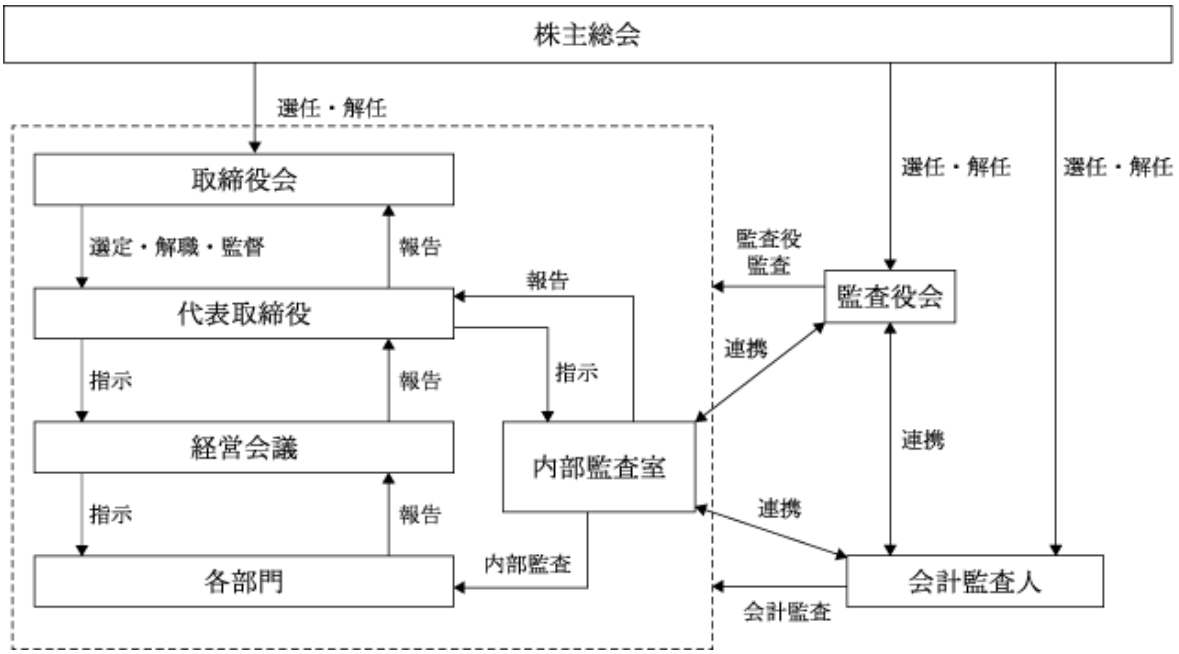
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

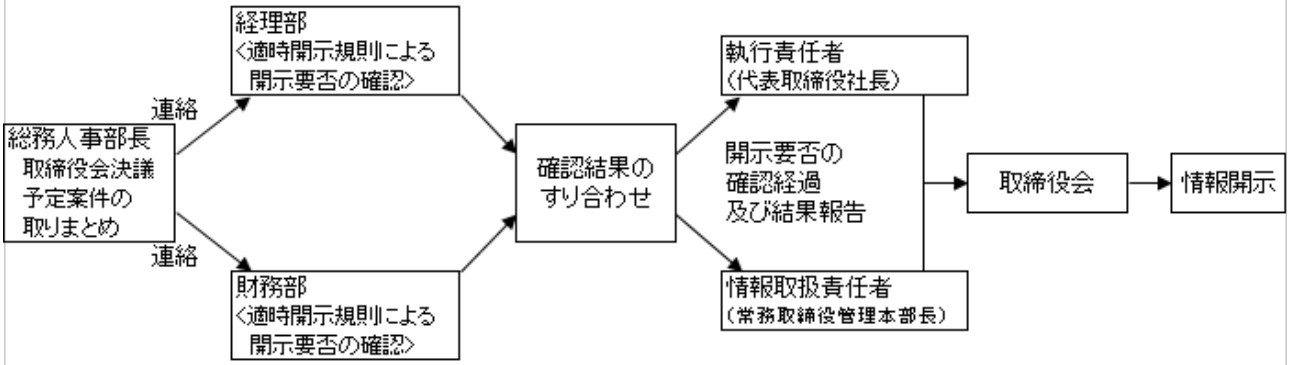
現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示資料等の管理状況
当社が、会社情報に関する適時開示資料等を当社ウェブサイト等に掲載する場合の開示方法及び開示フローについて次のように定めております。
(a) 所管部門
適時開示資料等を開示する所管部門は経理部とし、管理本部長を責任者としております。
(b) 当社ウェブサイト等への掲載に際しての制限事項
(イ)適時開示資料等の開示にあたり、公表予定時刻までは、原則として社内サーバー内の公開ディレクトリに資料を保存しないこととしております。
(ロ)決算短信等の経理部内で共同作業を要する適時開示資料を、公開ディレクトリに一時的に保存する場合は、開示担当役員及び経理部スタッフしかアクセスできないよう、権限設定したフォルダ内に保存しております。
(c) 当社ウェブサイト等への掲載手順に係るフロー
(イ)当社において、適時開示資料等の開示に際してのセキュリティ体制確保のため、以下の方法及びフローを採用し情報漏洩防止に努めています。
(ロ)開示担当者は個別のログインIDとパスワードを用いてTDnetにアクセスし、TDnetに適時開示資料等を提出いたします。
(ハ)当社ウェブサイトのIR情報の掲載は、公表予定時刻より前に外部者が閲覧できないよう、開示担当役員がTDnetを通じて当該情報が開示されたことを確認した後、開示担当者は当社ウェブサイトのIRサイトに内装されているコンテンツマネジメントシステム（CMS）によって当該開示資料等をアップロードいたします。



＜当社に係る決定事項･決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報＞

